

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		測量成果の複製（公共測量）
根拠法令及び条項		測量法第43条
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>国土地理院の「測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領」に準ずる。</p> <p>【参考】 測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領 (承認) 第3条 国土地理院の長は、測量成果を複製しようとする者から申請があったときは、申請の形式上の要件に適合しない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。</p> <p>(1) 法第27条第2項に規定する国土交通大臣が行う刊行又は電磁的方法による提供を害するおそれがあると認められるもの。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの</p> <p>(3) 公の秩序若しくは善良な風俗に反する目的又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製することが明らかなもの</p> <p>(4) 申請された複製の目的に照らし、適切でない測量成果を複製するもの</p> <p>(5) 複製の作業方法が不適切で、複製により得られる成果（以下「複製品」という。）の正確さを確保する上で適切でないもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、国土地理院の長が特に必要と認めるもの</p>
	参考事項	
準	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	14日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）